

● 保安図の作成及び提出について

○保安図については、作成及び提出について、以下のとおり規定があります。

鉱山保安法第 4 2 条

鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、鉱山に係る保安図を作成し、これを鉱業事務所に備え、かつ、その複本を産業保安監督部長に提出しなければならない。

鉱山保安施行規則第 4 7 条

第 1 項

鉱業権者は、法第 4 2 条の規定に基づき作成した保安図の複本を毎年 6 月末日現在のものを毎年 8 月末日までに提出するものとする。ただし、既に提出した保安図の複本から変更がないときは、その旨を産業保安監督部長に申し出て、その提出を行わないことができる。

○したがって、本年も 8 月末日までに当部長あて提出されますよう、改めてお願いします。

○なお、作成にあたっては、同上規則第 4 7 条第 2 項各号の規定に基づくようお願いします。

○また、ご不明な点などありましたら、鉱山保安課あてお問い合わせください。

問合わせ先

九州産業保安監督部 鉱山保安課 監督係

092-482-5928~5931 杉本、緒方

● 保安図の作成及び提出について

保安図に係る規程

鉱山保安施行規則第 4 7 条

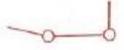
第 2 項

法第 4 2 条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

- 一 施設の配置が適切に表示される縮尺とすること。
- 二 記号は、日本産業規格 M O - O - 鉱山記号で定める記号とし、同規格に該当する記号がない場合にあっては、簡潔かつ平易に事項を表示することができる記号とする。
- 三 石炭鉱山及び金属鉱山等の露天掘採場並びに金属鉱山等の坑内においては、平面図のほか、さい面図を作成すること。
- 六 金属鉱山等の坑内においては、坑口、坑道、立坑、掘採作業場、掘進箇所、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、通気設備、排水設備、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
- 七 石油鉱山においては、坑井、ポンピングパワー、特定施設、受電設備、火薬類その他の危険物の貯蔵所、消火施設の位置その他保安上必要な事項を記載すること。
- 十一 金属鉱山等の地下施設においては、第三号及び第六号に準じて記載すること。
- 十二 金属鉱山等の坑外においては、露天掘採場、製錬場、選鉱場、捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、坑廃水処理施設等及び排水口、火薬庫、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、油脂類、毒物及び劇物その他の危険物の貯蔵所、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
- 十四 金属鉱山等においては、鉱山の周辺にある鉱業法第六十四条に規定する公共の用に供する施設及び建物を記載すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部長が保安上必要があると認めて指示した事項を記載すること。

● 保安図の作成及び提出について

【参考】使用頻度の高いJIS鉱山記号

記号番号	名称	記号	記号番号	名称	記号
C12	露天掘採場		G21	燃料貯蔵所	
D13	消火栓		G22	燃料給油所	
D14	消火器		G23	坑廃水処理施設	
D6	発破箇所		G24	たい積場 粹黒 中焦茶色ぼかし	
D7	発破退避所		G25	沈澱池 粹黒中青色ぼかし	
E21	ベルトコンベア		G26	埋立場 粹黒中黄色ぼかし	
E37	コンプレッサ 空気用・ガス用		G7	倉庫	
G10	火薬類取扱所		Z2	鉱区線 赤	
G11	火薬類貯蔵所(火薬庫)		Z3	隣接他人鉱区線 青	
G12	油脂類貯蔵所				

※図面を見る側がわかりやすく作成して下さい。

火薬類受渡場所はJIS記号はありませんので  とわかるように記載して下さい。